主 文

本件除斥の申立を却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

昭和四七年四月一二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	色	Ш	幸太	郎
裁判官	村	上	朝	_
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	Ш	信	雄